

対象年度		令和 7年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート													
事務事業名		総合相談事業						予算事業名		総合相談事業費							
予 算 科 目		会計	04	款	項	目	事業	要求区分	介護保険法								
				03	03	01	1104	経常経費	根拠法令								
総合計画体系		みんなで支えあい 安心して暮らせる地域福祉を目指そう						事業の区分		主要事業							
		高齢者が生き生きと安心して暮らせる地域づくり															
		地域包括ケアシステムの構築						担当課係等		介護福祉課							
事業期間		継続 (平成19年度～令和 5年度)										地域ケア推進係					
【めざす姿（意図・どのような状態になるのか）】								【事業開始のきっかけや他市の状況など】									
高齢者が住み慣れた地域で尊厳のあるその人らしい生活を継続することができるよう、保険・医療・介護・福祉サービスが一体的、総合的に切れ目なく提供できる地域包括ケアシステムの構築を目指す。								介護保険法に定められている。									
【手段（事業内容・どのようなことを行うのか）】								【対象（だれに対して・何に対して行うのか）】									
日常生活圏域毎の3箇所に委託型地域包括支援センターを設置し、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことが出来るよう、必要な保健・医療・福祉サービスを提供する機関又は制度へスムーズに繋ぎ、継続的にフォローするための相談窓口となる。 ・地域包括支援センターを3か所に業務委託し、包括的支援事業を実施する。 ・地域包括支援センターは、3職種（保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士【準ずる者を含む】）を必ず配置する。								地域に住むすべての65歳以上の高齢者等。									
【事業をとりまく環境の変化】								急速な高齢化、家族構成の変化や認知症高齢者の増加により、多様な生活問題を抱えている高齢者等が増加しており、3職種（保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士）連携による必要に応じた相談対応が求められる。									
【令和 7年度 事業内容】				【令和 8年度 事業内容】				【令和 9年度 事業内容】									
包括的支援事業 ・総合相談支援業務 ・権利擁護業務 ・包括的・継続的ケアマネジメント業務 ・介護予防ケアマネジメント 指定介護予防支援事業所				包括的支援事業 ・総合相談支援業務 ・権利擁護業務 ・包括的・継続的ケアマネジメント業務 ・介護予防ケアマネジメント 指定介護予防支援事業所				包括的支援事業 ・総合相談支援業務 ・権利擁護業務 ・包括的・継続的ケアマネジメント業務 ・介護予防ケアマネジメント 指定介護予防支援事業所									
■事業費																	
				R05年度		R06年度											
財 源 内 訳	国	庫	支	出	金	24,255	25,410										
	県		支	出	金	12,127	12,705										
	地		方		債	0	0										
	そ		の		他	0	0										
	一		般	財	源	26,618	27,885										
歳入計（千円）				63,000		66,000											
歳 出 内 訳	節（番号＋名称）			金額（千円）		金額（千円）											
	12 委託料			63,000		66,000											
歳出計（千円）（A）				63,000		66,000											
伸び率（％）						4.76											
備考	総合計画59P 予算書P295																

令和 5年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		R05年度	R06年度	R07年度
活動 指標	総合相談窓口の設置数	ヶ所	目標	3.00	3.00	3.00
	東部地域包括支援センターたけだ、西部地域包括支援センターヒューマン・ハウス、南部地域包括支援センター青嵐荘		実績	3.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00
成果 指標	相談対応延べ件数	件	目標	7,000.00	7,500.00	8,000.00
	東部地域包括支援センターたけだ、西部地域包括支援センターヒューマン・ハウス南部地域包括支援センター青嵐荘		実績	7,455.00	0.00	0.00
	実態把握及び継続支援件数	件	目標	1,000.00	1,000.00	1,000.00
	東部地域包括支援センターたけだ、西部地域包括支援センターヒューマン・ハウス南部地域包括支援センター青嵐荘		実績	859.00	900.00	950.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	地域包括支援センターは、介護保険法に基づき高齢者等の地域住民が住み慣れた地域で、安心して過ごすことができるよう、保健、医療、福祉サービスを総合的に提供して、包括的な支援を実施する必要がある。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	介護保険法により、市（委託可）が実施主体隣地域包括支援センターを設置できると定められている。
	手段の妥当性	A 妥当である	令和3年度より地域包括支援センターの業務委託を社会福祉法人等に委託し、日常生活圏域ごとに3か所の地域包括支援センターを設置している。
効率性	コストの効率性・人員効率	A 改善の余地はない	介護保険法に定められた設置基準を満たし運営できている。
公平性	受益者の偏り	A 偏りは見られない	日常生活圏域ごとに地域包括支援センターが設置され、65歳以上の全ての高齢者やその家族の相談窓口として機能している。
有効性	成果向上の余地	A 上がっている	身近な相談窓口として、相談対応件数も増えている。また、高齢者の実態把握後の継続支援についても、居宅介護支援事業所と連携して支援できる体制ができている。
進捗度	事業の進捗	A 順調である	各包括支援センターが年間の計画目標を立て事業計画計画に基づき、事業を進めることができている。
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
委託包括支援センターとして3年間の経過した。日常生活圏域ごとに設置されたセンターは、地域に定着し身近な相談窓口として高齢者やその家族の様々な相談に応じ適切なサービスや制度につなぐ支援ができている。今後も各地域包括支援センターの平準化と安定した業務運営ができるよう後方支援していく。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
高齢者等の身近な相談窓口である各地域包括支援センターが、地域に根差した適切な事業が実施せきよう点検評価していくとともに、後方支援していく。 また、より認知度を広めるための周知に取り組んでいく。			

■方向性

1 次評価（1 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☒ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置
方向性の具体的内容 市内3圏域に配置された地域包括支援センターにおいて、地域の高齢者や家族からの多様化・複雑化した相談等に対し、適切な支援を行うため、関係機関と連携し対応していく。
2 次評価（2 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置
企画調整会議の意見・考え方（1 次評価者と同じ場合も記入） 上記評価のとおり